

八戸市長根屋内スケート場 広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する八戸市長根屋内スケート場（以下「屋内スケート場」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 屋内スケート場に広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

(広告掲載の基準)

第3条 屋内スケート場に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) その他屋内スケート場に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、屋内スケート場のアリーナ内のうち市長が指定する位置とする。

(広告の大きさ、掲載料等)

第5条 広告の大きさ、掲載料等は、次のとおりとする。

広告の種類	1 枠当たりの大きさ	枠数	1 枠当たりの掲載料（年間）
Aタイプ（アリーナ内壁・バックストレート側）	縦 1.5m以内 横 10.0m以内	4	1,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
Bタイプ（アリーナ内壁・両サイド）	縦 1.2m以内 横 8.0m以内	8	500,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
Cタイプ（アリーナ内壁・観客席上部）	縦 1.0m以内 横 7.0m以内	4	800,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載の期間は、広告掲載開始日から5年間とする。

(募集の方法)

第7条 広告掲載の募集は、広告掲載の募集期間等の必要事項を定め、これを市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、次に掲げる書類に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 八戸市長根屋内スケート場広告掲載申込書（別記第1号様式）
- (2) 広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第2号様式）
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 各種税金を滞納していないことの証明書。ただし、八戸市に市税を納付している法人の場合には提出不要とする。

（広告掲載の決定等）

第9条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、八戸市長根屋内スケート場広告掲載通知書（別記第3号様式）により、掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 第3条の要件を満たす応募数が募集枠数を超えるときは、前条に掲げる適正な書類を受理した順に決定するものとする。ただし、同日に受理された場合は抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

（掲載決定後の手続）

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「広告スポンサー」という。）は、掲載料を市長の指定する期日までに、当該年度分を一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告スポンサーは、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下又は版下に準ずる電子データを提出しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告スポンサーの責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料の全額を還付することができる。

（広告スポンサーの責任等）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告スポンサーが負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告スポンサーの負担とする。

（広告掲載の決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告スポンサーが第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により、市長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、広告スポンサーは、市に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市長と広告スポンサーとが協議して定める。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から実施する。

別記

第1号様式（第8条関係）

八戸市長根屋内スケート場 広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

八戸市長根屋内スケート場 広告掲載実施要綱 第8条の規定に基づき、広告の案を添えて、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

1 申 込 者

住 所 (所在地)	〒 電話 FAX
商号又は名称	
代表者氏名	
担 当 者 名	連絡先 電話 E-mail

2 掲載希望

(1) 広告の種類

Aタイプ広告 ・ Bタイプ広告 ・ Cタイプ広告
(いずれかに○をつけてください。)

(2) 掲載希望場所

掲載：第1希望

掲載：第2希望

—

—

※第1希望のみの記入も可

(3) 掲載内容（出力見本） ※別紙提出も可

第2号様式（第8条関係）

広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名

- 1 八戸市長根屋内スケート場への広告掲載の申込みに当たり、次のとおり申し立てます。
八戸市長根屋内スケート場 広告掲載実施要綱 第2条第1号から第5号のいずれにも該当しないこと。
- 2 次の事項に同意します。
 - (1) 下記の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。
 - ・ 市民税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 国民健康保険税
 - (2) 八戸市長根屋内スケート場 広告掲載実施要綱 第2条第3号に該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
 - (3) 提出した本申立書、及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。
 - (4) 八戸市長根屋内スケート場 広告掲載取扱要綱 第2条第3号に該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。

第3号様式（第9条関係）

八戸市長根屋内スケート場 広告掲載通知書

年 月 日

様

八 戸 市 長 

八戸市長根屋内スケート場への広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

(1) 決 定 区 分 掲載可

掲載不可
(理由)

(2) 広 告 の 種 類 ○タイプ広告

(3) 広 告 掲 載 場 所 掲載No.

(4) 広 告 掲 載 料 1年当たり金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）